

船舶事故調査報告書

平成31年1月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年2月17日 18時21分ごろ
発生場所	和歌山県すさみ町江須 ^{えす} 崎南方沖 江須崎灯台から真方位176° 2.3海里（M）付近 （概位 北緯33° 27.6′ 東経135° 35.7′）
事故の概要	貨物船 ^{サン フォーチュン} SUN FORTUNE及び貨物船 ^{あやね} 綾音丸は、共に東南東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年2月23日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 SUN FORTUNE（大韓民国籍）、1,597トン 9356775（IMO番号）、KDB CAPITAL CO.,LTD B 貨物船 綾音丸、749トン 141667、由良船舶株式会社、由良機船株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A（大韓民国籍）、免状不詳 B 船長B、三級（航海） 航海士B、五級（航海）（履歴限定）
負傷者	なし
損傷	A 左舷船尾部外板に凹損等 B 右舷船首部外板に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	A船は、船長Aほか12人（大韓民国籍4人、ミャンマー連邦共和国籍3人及びインドネシア共和国籍5人）が乗り組み、静岡県富士市田子の浦港に向けて江須崎南方沖を東南東進中、B船と衝突した。 B船は、船長B及び航海士Bほか3人が乗り組み、愛知県名古屋港に向けて江須崎南方沖を東南東進中、単独の当直についていた航海士Bが、レーダーにより船首方約3MにA船を認め、AIS情報からA船が外国籍船であることを知り、ふだん外国籍船は陸岸寄りを航行することが多かったため、今回もA船がB船よりも陸岸寄りを航行すると思い、同じ針路及び速力で航行した。 航海士Bは、A船がその後も船首方に見えていたものの、特段その動向を気にせず、操舵スタンドとレーダーとの間に立って視線を下方に向け、考え事をしていた。 航海士Bは、和歌山県串本町潮岬西方沖に近づき、紀伊半島東方海域の海図を用意する必要があったため、周囲を見ることなく海図台の前に移動して海図を引き出しから出して広げようとしたところ、衝撃

	を感じ、船首方を見てA船と衝突したことを知った。
分析	<p>A船は、東南東進中、B船と衝突したものと考えられるが、船長A及びA船の当直者から情報を得ることができなかったことから、B船と衝突した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>B船は、東南東進中、航海士Bが、下方を向いて考え事をしていて、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、A船及びB船が共に東南東進中、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、常時適切な周囲の見張りを行うこと。